

原則車道の通行やヘルメットの着用努力義務など

電動キックボードなど交通ルール変更

7月1日(土)以降、下記の基準に該当する電動キックボードなどは特定小型原動機付自転車となり、運転免許は不要です(16歳未満の運転は禁止)。ただし種類によって交通ルールが異なるので注意してください。詳しくは警察庁ホームページへ。



▶基準

車体の大きさが長さ190㎝、幅60㎝以下、最高時速20㎞以下、ナンバープレートが取り付けられているなど複数の条件を全て満たすもの(型式認定番号標か性能等確認実施機関による表示があるもの)。

▶主な交通ルール

飲酒運転は禁止で、ヘルメットの着用が努力義務とされています。原則車道を通行し、車両用の信号機に従ってください(自転車道も通行可能)。

ただし、最高時速6㎞以下の「特例特定小型原動機付自転車」は例外的に「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識のある歩道も通行できます。

夏の交通事故防止運動 7.15~24

7月15日(土)~24日(月)は夏の交通事故防止運動期間です。夏は暑い時間を避けて朝夕に活動する高齢者や、夏休みに屋外で活動する子どもが増えます。

車を運転する際、交通状況が変わることや、暑さからくる疲れ・気の緩みなどから事故の多発が懸念されます。交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、交通事故を防止しましょう。

問い合わせ 交通政策課 ☎(740)1184

土地・家屋などを現地調査

問い合わせ 資産税課 ☎(740)1133

地方税法に基づき、固定資産税と都市計画税の課税対象となる土地・家屋・償却資産の現地調査を行います。身分証と名札を携帯した資産税課職員が、新築・増築家屋の建築資材などを調べますので、協力をお願いします。家屋を取り壊した場合は、滅失届を市役所2階の同課へ速やかに提出してください(12月末までに法務局で滅失登記をする場合は不要)。

住民基本台帳の閲覧状況を公表

問い合わせ 市民課 ☎(740)1166

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。4年4月1日から5年3月31日までの閲覧状況を7月1日(土)~31日(月)(土・日曜日、祝日を除く)に、市役所1階の市民課と各行政センター、市ホームページで公表します。

市の情報をテレビやSNSでも

テレビの地上デジタル放送3チャンネル(サンテレビ)のdボタンで、市の情報や災害時の情報などを発信しています。

LINE Twitter Instagram



国民年金保険料が納付困難な人が対象

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

国民年金保険料を納め忘れると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

経済的理由などで保険料の納付が困難な人は、免除制度や納付猶予制度が利用できるため、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。

なお、50歳未満の人は、世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得により保険料の納付が猶予されることがあります。

65歳以上の被保険者が対象

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

5年度の介護保険料納入通知書を7月中旬に送付します。第1~3段階の人の保険料は、元年10月の消費税率改定に伴う低所得者軽減強化で引き下げられています。

介護保険料は65歳以上の被保険者が納付するもので、徴収方法は原則、特別徴収(年金天引き)です。納付書が届いた人は、納期限までに納付してください。年金から天引きされている人や口座振替を利用している人は、手続き不要です。

また、要支援・要介護認定者には7月末までに介護保険負担割合証を送付します。有効期間は8月1日(火)~6年7月31日(水)です。

新しい負担割合証は担当ケアマネジャーか施設に提示してください。

物価高騰重点支援給付金を支給

問い合わせ 物価高騰重点支援給付金担当 ☎(740)3050

物価高騰の影響を受ける非課税世帯などに3万円の給付金を支給します。

対象は、①6月1日時点で市に住民登録がある5年度の住民税が非課税の世帯②予期せず5年1月以降に家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯。①の世帯には、7月中旬に確認書を発送する予定です。②の世帯は、10月31日(火)までに申請が必要です。なお、支給時期は、市に提出書類が到着後、原則として約2週間後としています。詳しくは同給付金担当へ。

地域密着型サービス整備法人を公募

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

介護が必要になっても高齢の人が住み慣れた地域で暮らせるよう創設された「地域密着型サービス」。

同サービスである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の小規模な特養)、看護小規模多機能型居宅介護を整備する法人を募集します。詳しくは市ホームページを確認してください。



7月3日以降市政情報コーナーで閲覧可

問い合わせ 秘書課 ☎(740)1103

「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づき作成された「資産等補充報告書」(4年中に新たに所有した資産など)と「所得等報告書」(4年中の総所得金額など)、「関連会社等報告書」(5年4月1日現在、報酬を得て、会社、法人の役員に就くもの)を7月3日(月)から公開します。

各報告書は市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。

8月1日以降は新受給者証の使用を

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入する70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を毎年8月1日に更新します。

7月20日(木)に世帯主宛てで個人ごとに発送します。8月1日(火)からは新しい受給者証を保険証と一緒に使用してください。

古い受給者証は使用できなくなるので、破棄してください。

動画で学ぼう

自宅を火災から守る

予防課 ☎(757)9946

テーマは「動画で学ぶ住宅防火」。料理などの家事や、冬場のストーブの使用。火事はいつでも起こるかわかりません。日頃皆さんが何に気を付け、どのように予防できるかを分かりやすくまとめた動画を消防本部で作成しました。詳しくは、市ホームページで確認してください。



後 保険料が軽減される場合があります

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108
保険収納課 ☎(740)1177

【5年度保険料額決定通知書を送付】

5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。年間の保険料は、皆さんが等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、保険料額の上限は年66万円です。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額合計が一定金額以下の場合、保険料の軽減が適用されます。詳しくは、7月中に送付する被保険者証に同封の「同医療制度の概要」を参照してください。

【7月中に新しい被保険者証を簡易書留で送付】

75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人に交付する同医療被保険者証と限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新時期は毎年8月1日です。7月末までに新しい被保険者証を送付します。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。

制度全般については医療助成・年金課、納付については保険収納課へ。

納期限は7月31日(月)です

固定資産税・都市計画税(第2期)

課税に関する問い合わせは資産税課☎(740)1133、納付については市税収納課☎(740)1135へ

国民健康保険税(第2期) 後期高齢者医療保険料(第1期)

保険収納課☎(740)1177へ

介護保険料(第1期)

介護保険課☎(740)1148へ